

がんばる商店応援します！

諏訪市店舗リフォーム補助金のご案内

市内に店舗を構えて事業を営む方が、市内小規模企業者を利用して店舗リフォームをした場合に経費の一部を補助することで、店舗の魅力アップを図りまちの賑わいづくりにつなげます。

◎補助金を受けるには・・・(全体の要件)

- ・市内の中小企業者（個人事業主含む）であること。
- ・補助対象業種の店舗を構えて、現在営業していること。
- ・市内の店舗リフォーム補助金登録事業者を利用したリフォームであること。
- ・市税等の滞納が無いこと。

【対象業種等】

卸売業、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業等）などの指定業種 ★詳しくはお問い合わせください★

ただし、対象業種であっても次の場合は対象外となります。

- ①店舗内での販売またはサービスの提供を主に行わない、人の出入りが少ないもの、大部分が事務所や倉庫等での利用とみなされるもの。
- ②床面積の合計が、1千㎡を超えるもの。または大型商業施設内のテナント型店舗
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業。

《ご注意ください》補助金交付決定前の事前着工は対象外となります。

☆小規模工事

改装費用（消費税を含む）	補助金額＝対象工事金額の1/10 （※1千円未満の端数は切り捨て）
1円～30万円未満	対象外
30万円～120万円未満	3万円～10万円

☆大規模工事

改装費用（消費税を含む）	補助金額＝100万円を除いた額×1/2の金額 （※1千円未満の端数は切り捨て）
120万円～200万円未満	10万円～49万9千円
200万円以上	一律50万円

裏面に続きます

補助対象経費	(1) 店舗本体の改装費用（本体工事費、内装費、外装費、給排水設備費、電気設備費、空調設備費） (2) 本体工事と同時に行う、建物に付属した看板の設置工事費。 ● 消耗品費または備品購入費は <u>対象外</u> 。
その他	(1) 他（国など）の補助制度や制度資金の対象となっていないこと。 (2) 賃貸店舗は契約書に原状回復義務等が記載されていること。

★申請の流れ★

事前説明
申請書受取

※申請前に商工課へご相談ください（担当者不在の場合もあるので、事前にお電話ください）

交付申請書
（様式第2-1）
提出

■申請者⇒商工課へ ※概ね工事着工予定の10日前までに提出してください

- ① 事業計画書（様式第2-2） ② 工事見積書 ③ 設計書
④ 補助対象工事施行前の内部・外部の現状及び工事施工予定箇所の写真
⑤ 店舗の位置図及び平面図 ⑥ 営業許可書
⑦ 法人の場合は、定款またはこれに準ずるもの
⑧ 賃貸借契約書（店舗が賃貸の場合） ※①と④以外は写しで可

交付決定
通知書発行

▼商工課⇒申請者へ

◎申請内容を審査し、補助対象と決定

工事着工
～完成



■申請者⇒商工課へ

※工事内容に変更が生じたときは、速やかに変更申請書（様式第4-1）提出
① 変更後の工事見積書 ② 変更後の設計書 ※写しで可

実績報告書
（様式第5-1）
提出

■申請者⇒商工課へ

- ① 工事代金領収書の写し
② 補助対象工事施工後の内部・外部の現状及び工事箇所の写真
③ 振込先口座番号、口座名義、金融機関名、支店名が記載されている通帳の写し

交付確定
通知書発行

▼商工課⇒申請者へ

◎報告内容を審査し、補助金額確定・支払い

補助金支払

※ 事前に下記へお問い合わせください ※

◆お問い合わせ先 諏訪市経済部商工課商業振興係 TEL 52-4141（内線431）